

南陽っ子だより ⑦

今回は、特別支援教育を受ける児童生徒の数が大幅に増加してきている状況について紹介しました。

今回からは、その背景に焦点を当てていこうと思います。

まずは、障害を抱える方々の尊厳を守るための法律が制定されたことが大きいと思います。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月19日に制定されました。そして、平成28年(2016年)から施行されています。

第61回国連総会で2006(平成18)年12月、『障害者の権利に関する条約』(以下「障害者権利条約」という。)が採択され、2008(平成20)年5月に発効しました。

それを受けて、紆余曲折を経て諸外国に遅れながらも、ようやく日本にも障害を抱える方々の尊厳を守り、すべての人々が個性を發揮し、互いを尊重し合いながら「共生社会」の実現に向けた法律ができたわけです。

法律の施行から今年で7年目です。逆に言えば、それまで障害を抱える方々が受けてきた、不当な差別を具体的に禁止する法律がなかったことにも驚かされます。

～「合理的配慮」ってなに?～

「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」では、キーワードとして「合理的配慮」という言葉が使われています。

右のイラストを見てください。車いすの男性が数段の段差を目の前に途方に暮れています。これが「合理的配慮」がなされていない状況です。



次のイラストはどうでしょう?

階段ではなく、スロープがあるので、段差を乗り越えることができます。これは「合理的配慮」がなされている状況です。



～「階段」と「スロープ」の違いは?～

この両者の違いは、「差別があるかないか」ということなのです。

「階段」では、やりたいことが制限され、社会参加できないこととなります。これは「差別」につながります。

障害者権利条約では、障害に基づく差別として「あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)」という書き方で、合理的な配慮がなされないときは差別とする、としています。

特別支援を取り巻く現在の流れは、この「合理的配慮」を出発点としています。

南陽小学校特別支援教育通信

南陽っ子だより ⑧

今回は、特別支援教育を受ける児童生徒数の増加の要因として、「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」について話をさせていただきました。

また、「南陽っ子だより」6号で、特別支援教育を受ける児童生徒数の倍増の要因について「正」と「負」の2つの側面から幾つか挙げさせてもらいました。

まずは、「正」の要因から話を進めていきます。

① 間違った概念→正しい理解への変化。

「障害者権利条約」では、障害の定義について決めていません。それは、障害というのは、かわりうる、という考えからです。機能障害がある人と、環境による障壁・まわりの人たちの態度、との間の“相互作用”こそが問題だからなのです。

例えば、平均身長5mの人間の世界があり、身長170cmの私がその世界にいます。階段の一段はどれくらいになるでしょう？エレベーターのボタン・壁のスイッチ・ドアノブありとあらゆる物がはるか高い所にある。椅子に座ることもできないでしょう。かなり生活に支障をきたすことになるでしょう。そのような私は障害を抱えた人になります。

こんな例はいかがでしょう？コンタクトレンズを使っているひとがいます。もし、コンタクトレンズやめがねがない時代、たとえば狩猟時代に生きていたとしたら、遠くの獲物や木の実を見つけられず、生活に困難をかかえる障害者であったでしょう。

聞こえない人たちは、音声を使う今の社会では生きづらさを感じます。しかし、音を使わず手話でコミュニケーションをとるコミュニティがあったとしたら何も障害はないのです。様々な機器、環境、ひとびとの理解・・・といったことで、障害というのは変わりうる、“発展する概念”なのです。

つまり、「障害」とは人ではなく、人と社会の間にある「障壁」（邪魔するもの）なのです。

障害を抱えた人（障害者）とは、その障壁や周囲の人間のかかり方が原因となって社会との関わりを妨げられている人です。

障害とは、その当事者個人の心身の問題ではなく、社会と当事者の間にあって、「生きにくささせている」もの（「物理的なもの」や「偏見・固定概念」）なのです。

ここ❗️社会参加を妨げるものこそが「障害」つまり「生きにくさ」を生むもの



※ 多数派中心の「偏見や固定概念」から脱却し、より広い視野に立った、新しいものの見方を身に付けていくことが、差別をなくし、誰もが生きやすくなる社会の実現には必要不可欠なものです。

- ①相手を尊重していますか？
- ②相手の立場や状況を想像していますか？
- ③相手の話に耳を傾け共感していますか？

「マイクロアグレッション」を防ぐ考え方が生かされますね。

南陽っ子だより ⑨

前回に引き続き、正の要因についてのお話です。

② 正しい理解・・・当事者（子供たち）の苦しみ（生きづらさ）への気づき。



一昔前までは、このような子供たちは「あつかいづらい子」「困った子」「不思議な子」「変わった子」としか理解してもらえませんでした。

そして、その様な子供たちは、**「いつも叱られる」「放っておかれる」・・・、家でも学校でも。**

その結果どうなったかというと、・・・



足が不自由な方であれば、周囲の人も見ただけでどのような支援が必要なのか想像がつくでしょう。

見た目では判断が難しいところに生きづらさを抱えている人の場合、周囲が気づきにくいことも多く、無理解や誤解、それに伴う叱責により、自信を無くし、社会との関わりを拒否したり、社会に反抗したりといった行動へと変化していきがちです。これを「二次的障害」と呼びます。

「二次的障害」を防ぐためには、周囲が「困り感」を抱えている人に気づき理解し、適切な支援（合理的配慮）が行われることで、自信をもって社会とかかわることができます。なぜそのような行動をするのか、隠れた部分を理解することがスタートです。 (文責:田崎 勇)